

事務連絡
令和4年2月21日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「最低賃金引上げの対応を支援するため、設備投資や労働者の処遇改善等を行う事業者への助成の拡充等を行う」こととされ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とする特例的な業務改善助成金（「特例コース」）が盛り込まれた令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立しました。

これを受けて、令和4年1月13日に、一定期間に事業場内最低賃金（事業場で最も低い労働者の賃金）を30円以上引き上げられ、これから生産性向上のための設備投資等を行う事業者を支援する「特例コース」が設けられ、申請受付が開始されています。

また、従前の業務改善助成金（通常コース）についても申請期限が令和4年3月31日までに延長されました。

つきましては、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援施策について、別添「業務改善助成金（通常コース）」、「業務改善助成金特例コース」のリーフレットをご活用いただき、貴会会員企業の皆様への周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木